

令和3年度予算

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費調

消費税の引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分(社会保障財源化分)については全て社会保障経費の財源とし、その充当について予算の説明資料等において明らかにすることとされています。令和3年度一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況を以下のとおり明示します。

歳入 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 48,000 千円
 歳出 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,096,955 千円

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	村債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
			千円	千円	千円	千円	千円
社会福祉	障害者福祉事業	244,910	181,472		1	6,048	57,389
	高齢者福祉事業	4,695			16	446	4,233
	児童福祉事業	484,722	333,054		10,029	13,503	128,136
	小計①	734,327	514,526		10,046	19,997	189,758
社会保険	国民健康保険事業	66,922	41,319			2,441	23,162
	介護保険事業	111,679	7,894			9,895	93,890
	小計②	178,601	49,213			12,336	117,052
保健衛生	健康診査等事業	29,020				2,767	26,253
	予防接種事業	28,065	33			2,672	25,360
	後期高齢者医療事業	126,942	19,660			10,228	97,054
	小計③	184,027	19,693			15,667	148,667
合計(①+②+③)		1,096,955	583,432		10,046	48,000	455,477

※ 事業費からは、事務費及び人件費を控除しています。

※ 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分の上、充当しています。